

町・県民税の申告と 所得税の確定申告が始まります

2月16日(水)から3月15日(火)まで



特集

PICK UP

令和4年度町・県民税(住民税)の申告と令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告が始まります。これらの申告は、町・県民税額を決定するだけでなく、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などを算定する際の基礎となりますので、適正な申告を期限内にお願いします。

住民税の申告が必要な人

令和4年1月1日現在、伯耆町に居住している人は、原則として住民税の申告が必要です。
また、非課税(所得)証明が必要な場合や国民健康保険に加入している場合などは、申告が必要です。

住民税の申告が不要な人

①令和3年分所得税の確定申告書を提出した人

②令和3年中の収入が給与所得のみの人

ただし、勤務先から伯耆町に「給与支払報告書」が提出されていない場合は、申告が必要です(提出状況を勤務先へ確認してください)。

③令和3年中の収入が公的年金のみの人

※【注意】②または③に該当する人で、扶養控除や医療費控除などの控除内容に変更・追加がある場合は、申告が必要です。

注意

確定申告書には個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。

平成28年分以降の申告書には、「マイナンバー(12ケタ)の記載」+「個人番号(マイナンバー)カードなどの本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

●個人番号の記載

申告書には個人番号(マイナンバー)を記載する欄があり、申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの個人番号の記載が必要です。

●本人確認書類の提示または写しの添付

個人番号を記載した申告書を提出する際には、申告者本人の個人番号(通知)カード、運転免許証、健康保険証などの本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

※控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類の提示や写しの添付は不要です。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。か税務署にお問い合わせください。

所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要な人

所得税の確定申告が必要な人は、確定申告を行ってください（役場でも相談を受け付けます）。

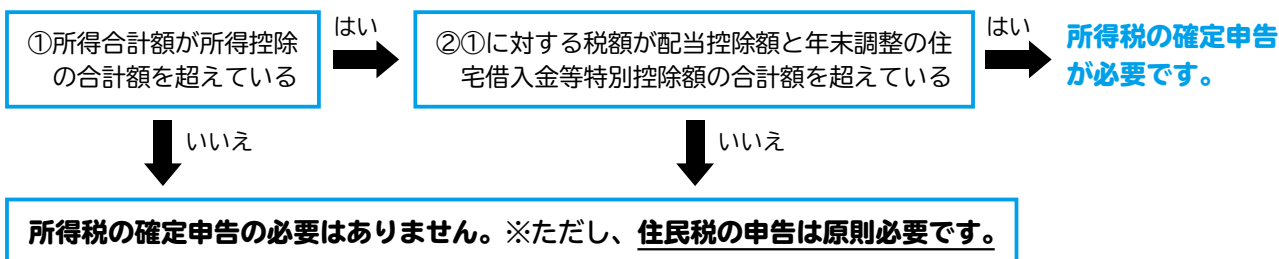
●給与所得がある人

- ①給与の収入金額が**2千万円を超える人**
- ②1か所から給与を受けている人で、**給与以外の所得額が20万円を超える人**
- ③2か所以上から給与を受けている人で、**年末調整されなかった給与の収入金額と給与以外の所得額の合計額が20万円を超える人**
- ④同族会社の役員やその親族などで、同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料などの支払いを受けた人
- ⑤年末調整で扶養控除（控除対象としていた扶養親族の所得額が48万円を超えてしまった場合）などの誤りがあった人
- ⑥医療費控除などを追加して、所得税の還付を受ける人

●公的年金収入がある人

- ①公的年金の収入金額が**400万円を超える人**
- ②**公的年金以外の所得額が20万円を超える人**
- ③公的年金の収入金額が400万円以下かつ、他の所得額が20万円以下の人で、医療費控除などを追加して所得税の還付を受ける人

●その他、事業所得や不動産所得、配当所得、譲渡所得などがある人



申告を円滑に行うために

- 農業や営業等の所得を申告するためには、**収入金額から必要経費を差し引く収支計算**が必要となります。**申告までに必ず、収入や経費の仕訳・集計をしてください。**
仕訳・集計用に『**収支計算準備表**』を役場本庁舎・分庁舎などで配付していますのでご利用ください。
- 医療費控除を受けるために、**1年間に支払った医療費の計算**が必要となります。**申告までに必ず、受診者、医療機関ごとに医療費の仕分・集計をしてください。**
仕分・集計用に『**医療費控除の明細書【内訳書】**』を役場本庁舎・分庁舎などで配付していますのでご利用ください。

確定申告相談会場の開設

受付期間：2月16日（水）～3月15日（火）
※土日祝日を除く



受付時間：9:00～16:00

場 所：米子コンベンションセンター
※上記の期間中、税務署には相談会場を設けていません。

注意事項：会場への入場には、「入場整理券」が必要です。入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。入場整理券は、LINEアプリによりオンラインで事前発行が可能です。

申告書の作成・送信は 国税庁ホームページから！

自宅で

- STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス
確定申告  スマートフォンはこちらから 
- STEP 2 申告書を作成
パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！
- STEP 3 申告書を送信
「マイナンバーカード」や、ID・パスワード（事前に税務署へ手続が必要）を使って送信できます。
※印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

役場の申告相談のご案内 ～事前予約が必要です～



申告会場での「密集」「密接」を避けるため、町・県民税と所得税の申告相談を**事前予約制**で受け付けています。

申告相談を希望する人は必ず予約をしてください。

■予約方法

【インターネット予約】

予約アドレス

<https://www.houki-town.jp/new1/10/11/1/11/>（24時間予約可能）

【電話予約】 予約専用： **0859-68-4215**（受付時間 平日9:00～16:00）



▲伯耆町HP
確定申告ページに
ジャンプします

■予約期限

希望日の**3開庁日前**（開庁日に土・日・祝日は含まれません。）まで

※予約の枠に限りがありますので、ご希望の時間に予約ができない場合があります。あらかじめご了承ください。

■相談日など

●開始時間 午前の部 9:00～ / 午後の部 13:30～

●相談時間 相談者1人につき30分 ※申告会場の混雑を避けるため、予約した時間の**10分前**にお越しください。

●相談日程

○平日

対象地域	日程	会場
溝口地域にお住まいの人	2月16日（水）～28日（月） ※28日（月）は午前の部のみ	溝口公民館
岸本地域にお住まいの人	3月1日（火）～11日（金）	農村環境改善センター
全地域	3月14日（月）・15日（火）	

※集落による割当は行いません。

○休日

対象地域	日程	会場
全地域	2月19日（土）※午前の部のみ	溝口公民館
	3月6日（日）	農村環境改善センター

○特設日（申告期間前）

給与または公的年金のみの人は、上記のほか次の日程で申告期間前に相談を行います。

対象地域	日程	会場
全地域	2月9日（水）・10日（木）・14日（月）	農村環境改善センター

■来場される際のお願い

○ご来場の際はマスクを着用してください。

○会場入口で消毒液の設置や検温を実施するとともに、会場内のこまめな換気、消毒を行いますので、ご協力ください。

○会場に入れるのは、介助が必要な場合を除き、1人までです。お連れの方は、待合室でお待ちいただきます。

○相談時間短縮のため、**農業や営業等の収支計算や医療費の計算は、必ず相談前に済ませてください。計算がされていないと申告相談を受け付けることができません。**

申告に必要なもの



- 印鑑（認印可、スタンプ式は不可）
- 所得金額の計算に必要な書類（一例）
 - 給与・公的年金の源泉徴収票
 - 事業・農業・不動産などの帳簿類など ※あらかじめ収入や経費の仕訳・集計をしてきてください
 - 報酬の支払調書など
- 所得控除の計算に必要な書類（一例）
 - 社会保険料（健康保険料、介護保険料、国民年金保険料など）の領収書など支払金額がわかる書類
 - 医療費の領収書など ※あらかじめ受診者、医療機関ごとに仕分・集計してきてください
 - 保険会社が発行する生命保険料、地震保険料などの控除証明書
 - 障害者手帳、障害者控除対象者認定書
 - 寄附金の領収書、証明書など
- (還付申告される人) 還付金振込先の口座番号などがわかるもの（本人名義）
- (税務署から確定申告書または「確定申告のお知らせはがき」が届いている人)
税務署から送付された確定申告書、はがき
- 申告する方本人の**個人番号（マイナンバー）カード**
個人番号カードをお持ちでない人は、**個人番号通知カード**および**本人が確認できる書類**（運転免許証、健康保険証、身体障害者手帳、パスポートなど）をお持ちください。

◆ ご注意ください ◆

町の相談会場では、次の申告相談は受付できません。

米子税務署（申告期間中は米子コンベンションセンター）または電子申告（e-Tax:国税庁ホームページ）で確定申告をしてください。

- 青色申告
 - 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）、住宅耐震改修特別控除など
 - 雑損控除（シロアリ駆除、雪下ろしを除く）
 - 消費税、贈与税や相続税の申告
- ※上記のほか、株式・不動産の譲渡所得や山林所得などは町の会場で受付できない場合があります。

役場の申告会場で所得税の確定申告をする人へ

伯耆町では、**所得税の確定申告**の内容を税務署へ電子データで送る方法を導入しています。申告相談にお越しの際は、利用者識別番号をご提示ください。

【利用者識別番号の登録申込】

住民課または分庁総合窓口課に置いてある「利用者識別番号登録申込書」に必要事項を記入し提出してください。 ※利用者識別番号の登録手続きは役場が行います。

※既に利用者識別番号を取得している人は、新たに番号を取得する必要はありません。
※国税庁ホームページからも利用者識別番号の登録ができます。

【国税庁 利用者識別番号登録ページ】

<https://www.e-tax.nta.go.jp/todokedesho/kaishi3.htm>

問い合わせ先 住民課 税務室 TEL 0859-68-3114